中国　第2・3回審査　事前質問事項前　ISHRパラレポ　　　　　　（JD仮訳）

**中華人民共和国への事前質問事項の採択に際しての障害者権利委員会への情報提供**

2020年2月

Information for the Committee on the Rights of Persons with Disabilities on the occasion of the adoption of a List of Issues for the review of the People’s Republic of China

**The International Service for Human Rights**

第13回会期前ワーキング・グループ

2020年3月30日～4月3日

**国際人権サービス**[[1]](#footnote-1)

**1. 第24条：教育**

2012年の前回審査以降のインクルーシブ教育の実施状況をCRPD委員会に報告する。前回審査を行った専門家による総括所見では、障害のある子どもが一般（主流）の教育を受けられるように、特別な教育制度から資源を移し、一般の学校でインクルーシブ教育を推進するよう中国に勧告した（35、36項）。中国政府は、2017年に「障害のある人の教育政策に関する規定（残疾人教育条例）」を改定した。

2017年5月1日に発表された改訂版では、「障害者教育は質を高め、インクルーシブ教育を積極的に推進し、障害の種類や能力に応じて標準的な教育方法を優先しつつ、特別な教育方法も含めるべきである」（第3条）[[2]](#footnote-2) 、と書かれている。第2次特殊教育推進計画（2017-2020）でも、「標準的な学校での教育へのアクセスを重視し、特殊教育施設の重要性を保持することにより、（当局は）インクルーシブ教育を全面的に推進すべきである」[[3]](#footnote-3) と述べ、インクルーシブ教育の向上を誓っている。

しかし、このような誓約は漠然としており、評価が難しい。他の公式文書にも、2018年9月の公式締約国報告にも、「インクルーシブ教育」を実際にどのように実施するのか、より詳細な情報はない。

**私たちは、委員会が締約国に対し、規則の改訂プロセス、その実施、進捗状況を監視するための手段とベンチマークについて、明確な情報を提供するよう要請できることを願っている。**

**2. 第29条：政治的及び公的活動への参加**

民政部の資料に基づいた国家報告の情報によると、障害者支援に取り組む社会組織（またはshehui zuzhi）の数は、全国レベルで7組織、地方レベルで6200組織（社会組織、財団の両方、民間の非営利社会事業）となっている[[4]](#footnote-4)。

この主張を検証するために、対応する公式情報を見つけるのは非常に困難で、公式の数字はあまり定義されていない。例えば、

・　2019年3月のCDPF（中国障害者（残疾人）連合会（China Disabled Persons’ Federation））報告書では、障害のある人の支援を目的とした合計16,000の専門団体が記載されている。この中には、全国の障害のある人を支援する2562の社会組織（shehui zuzhi）が含まれている。また、障害のある人のリハビリテーションに取り組む9036の組織（ji gou）も掲載されている。この中には、視覚障害者を支援する1346団体、聴覚障害者を支援する1549団体、身体障害のある人を支援する3737団体、学習障害のある人を支援する3024団体、心理障害のある人を支援する1962団体、自閉症の子どもを支援する1811団体、補助器具を提供する1929団体が含まれている[[5]](#footnote-5)。

・　CDPFのこの報告書ではさらに、2018年に42,000のCDPFの支部が設立され、合計549,000の支部が95%以上の市・町・近隣地区・コミューンをカバーしていると記されている。この組織は大衆組織であり、中国共産党や政府機関と密接につながっている。同組織の会長の張海淀（Zhang Haidi）は、共産党員を中心に構成された立法諮問機関である中国人民政治協商会議（CPPCC）の常任委員会において長期に役職を務めている。

・　最後に、2019年7月に発行された国務院情報局の報告書によると、新疆と黒竜江の軍事地帯を除く全国の障害のある人のためのCDPF支部組織は42,000、専門協会は16,000であると主張している。

国内については、民政部のデータベースによると、2020年1月時点で865,000近くのNGOが登録されている。可能な限り最大の数字を使っても、国内の（訳注　障害者支援のための）慈善団体・非政府組織の割合はNGOの2％にも及ばない。

外国の非政府組織（FNGO(foreign non-governmental organizations)、公安省に登録されているもの）525のうち、30ほどの組織が全体的または部分的に障害者分野で活動していると回答している。これは、登録されているFNGO全体の6％弱であり、報告されている障害者人口の割合（14億人のうち8,500万人と報告されている）とほぼ同じである。

これは、市民社会組織との国際協力の余地や、国内の独立した公益団体や市民社会団体の発展の余地を提供する前向きな姿勢を感じさせるが、いくつかのケースは教訓に値する。例えば、2017年の夏、「国境なき点字」の創設者であり、最初のチベット点字を作成したサブリエ・テンベルケン（Sabriye Tenberken）は、（おそらく2017年1月1日に施行された新しいFNGO法に基づき）、現地パートナーの承認が得られなかったためラサ（訳注　チベット自治区の首府）での彼女と彼女の組織の活動を終了するよう求められた。チベット障害者連盟と連携した彼女らの活動を通じて、1998年以来、300人以上の視覚障害のあるチベット人学生を訓練してきた。

**私たちは、委員会が締約国に対し、FNGO法およびチャリティ法が、特に少数民族地域で障害者支援のために活動している非政府・非営利団体組織の登録および活動に与える影響について、より多くの情報を提供するよう要請することを求めたい。**

**また、CDPF から独立して活動している組織が、資金の確保、サービスの提供、関係する法律や政策についての協議への参加、障害者権利委員会を含む（ただしこれに限定されない）国連の人権の仕組みの活動への貢献を行えるようにするために、どのような措置がとられているか、質問してほしい。**

**3. 第31条 統計およびデータ収集**

国家報告は、障害のある人に関する情報を民族別、あるいは民族地域の居住地別に集計していない。具体的には、国家報告において政府は「農村部に住む貧しい障害のある人を、政府の全体的な貧困緩和の取り組みに組み入れた」[[6]](#footnote-6),と述べているが、後述の「包括的な保護メカニズム」を含むこれらの取り組みが、地理的、言語的、文化的に異なる状況下でどのように実施されているかについての明確な情報はない。

これは長く続いている問題である。中国障害者連合会（党所属の大衆組織であるCDPF）が2019年3月に発表した年次報告書[[7]](#footnote-7)には、年齢別（6歳未満の子ども、その他）、障害の種類別、一般の教育機関へのアクセスとインクルージョンと特殊教育制度などの内訳について広範な情報が盛り込まれていた。同様に、2019年9月に国務院情報局が発表した白書では[[8]](#footnote-8)、障害者の権利保護における一連の成功例が紹介されているが、ここでも農村、貧困、および／または少数民族の文脈に属する障害のある人の特異的なかつ交差的な経験を反映させるのではなく、全体を合計した数字に焦点が当てられている。

**委員会は、中国政府に対し、社会サービスや公共財へのアクセスのばらつきをよりよく理解するために、省や地域、民族ごとに分けた詳細な情報を提供するよう要請する。特に興味があるのは、イ族、チベット族、ウイグル族の地域社会におけるベースラインの状況と、それに対処するための努力に関する情報である。**

**4. 第33条: 国内での実施と監視**

団体が直面している課題に加えて、報告期間中、障害者の権利のために活動する個人の人権擁護者も脅威にさらされていることが報告されている。これには次のようなものがある。

・　「権利運動」（Human Rights Campaign in China、HRCC、权利运动）の共同創設者の一人である胡軍（Hu Jun）氏が故郷の新疆ウイグル自治区で、インターネットにアクセスできず、自由に動けない状態で危険にさらされていると、ウェブサイトWeiquanwang（維権網）によって報道された[[9]](#footnote-9)。胡氏は、1992年から1994年、1995年から2008年にかけて、さまざまな罪で投獄された経験があり、その間、労働キャンプで身体が麻痺し、車椅子なしでは動けない。2009年、胡氏は仲間とともにHRCCという組織を立ち上げた。その後、2011年にHRCCの活動に関連した「国家転覆」の罪で拘束され、戸籍や身分証明書を取得する権利もないまま、居宅監視下に置かれた。

**委員会は、2017年8月から監禁されている胡軍氏の所在と、同氏に対する正式な司法手続きについて、締約国から情報を要求することを検討してほしい。**

**直近の2019年11月の「特別手続」（Special Procedures）を含む他の国連メカニズムによって繰り返し締約国に要請されているように[[10]](#footnote-10)、私たちは次のような質問をすることを委員会に強く求める：中国における人権擁護者（および市民社会組織、および国際的に認知されている人権を促進し保護しようとする他の人々）が、いかなる種類の脅迫または威嚇行為や嫌がらせの恐れなしに、安全で協力的な環境で、平和的かつ合法的な活動を行うことができるようにするために、締約国はどのような措置を講じましたか？**

**5. 第33条：国内での実施と監視**

中国の第1回報告に対する2012年の審査において、委員会は、条約の実施を監視する独立した機関や組織が存在しないことに懸念を示した。そこで委員会は、「条約に沿って、また、人権の促進と保護のための国家機関の地位に関する原則に従って、独立した国家監視機構を設立すること」を勧告した。

中国政府は締約国報告の中で、国務院の障害者工作委員会が「条約の実施を促進」し、障害者に関連する問題について国連との関わりを総合的に調整する役割を担っていると主張している（パラ154）。

しかし、前回の審査以降、私たちの評価と追跡調査によると、中国政府は、パリ原則に沿った国家人権機関を設立する必要性に対するアプローチをほとんど変えていない。中国政府は、これに優先的に取り組むのではなく、そのような取り組みを「検討する」ことを好んでいるが、このプロセスはまだ実を結んでおらず、具体的な進捗を評価するのは困難である。

・　中国は2014年に、NHRI（国家人権機関）の設立に明確に関連するUPR（普遍的定期的審査）の勧告を受け入れた。

・　同年末、中国は経済・社会・文化権委員会に対し、NHRIは設立していないものの、同様の機能を果たす目的の25の新しい政府機関の設立を監督していると報告した。同委員会は総括所見において、（パリ原則に沿った）NHRIが存在しないことに懸念を表明し、政府機関は「そのような機関に取って代わるものではない」と指摘した。

・　このことは、2015年に拷問禁止委員会が中国との対話の中でNHRIの設立を求めた際にも同様に指摘された[[11]](#footnote-11)。政府は、さまざまな部門が人権保護に責任を負っているが、「国家人権機関の設立をさらに検討する」と回答した。

・　人種差別撤廃委員会は、2018年の審査でNHRIの設立を求め[[12]](#footnote-12)、また、香港の機会均等委員会が「国内人権機関世界連合」からC評価を受け、「完全に独立しておらず、被害者がアクセスできない」という懸念を指摘した。これに対し、中国代表団は「必要性がない」として、勧告を拒否した。

・　2018年の第3回UPRサイクルでは、中国はパリ原則に則ってNHRIの設立を検討するという5つの勧告を受け入れたものの、NHRIを明確に設立するという7つの勧告は拒否した。さらに、「NHRIを設立していない」としながらも、「中国の多くの政府機関が同様の責任を負っている」と述べている。

**われわれは委員会が、中国に対し、本条約およびその他の国際人権条約の下での義務を果たすための努力を含め、人権を監視・促進するための既存の第三者・独立機関の仕組みの概要を提供するよう要請し、また、国家人権行動計画とそのような義務との間のギャップの分析を提供するよう要請することを求める。委員会は政府に対し、正式な審査のために、NHRIを設立するための期限付きの行動計画を作成し、それはパリ原則に準拠したものとするよう促すべきである。**

（翻訳：佐藤久夫、宮澤明音）

1. この投稿は、中国の人権擁護団体からの情報に基づいて作成されたものであるが、安全上の理由から匿名となっている。 [↑](#footnote-ref-1)
2. . 中国政府网：《残疾人教育条例》第三条,<http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-02/23/content_5170264.htm> . [↑](#footnote-ref-2)
3. .教育部:教育部等七部门关于印发《第二期特殊教育提升计划（2017-2020年）》的通知,<http://www.moe.gov.cn/srcsite/A06/s3331/201707/t20170720_309687.html>. [↑](#footnote-ref-3)
4. CRPD/C/CHN/2-3, para. 120. [↑](#footnote-ref-4)
5. It can be inferred that some organisations provide multiple services, thus accounting for a sum significantly larger than the overall total provided earlier in the paragraph. [↑](#footnote-ref-5)
6. CRPD/C/CHN/2-3, para. 5. [↑](#footnote-ref-6)
7. .人民政协网:《2018年残疾人事业发展统计公报》发布,<http://csgy.rmzxb.com.cn/c/2019-04-02/2322811.shtml>. [↑](#footnote-ref-7)
8. .国务院新闻办:《平等、参与、共享：新中国残疾人权益保障70年》白皮书, <http://www.scio.gov.cn/zfbps/ndhf/39911/Document/1660531/1660531.htm>. [↑](#footnote-ref-8)
9. https://wqw2010.blogspot.com/2017/08/blog-post\_73.html [↑](#footnote-ref-9)
10. <https://spcommreports.ohchr.org/TMResultsBase/DownLoadPublicCommunicationFile?gId=24845> [↑](#footnote-ref-10)
11. CAT/C/SR.1371 ,para 44. Accessed at https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G15/264/87/PDF/G1526487.pdf?OpenElement [↑](#footnote-ref-11)
12. CERD/C/CHN/CO/14-17, para. 10 [↑](#footnote-ref-12)